

令和8年度 鹿児島市奨学生募集要領（2次募集）

鹿児島市
(教委総務課扱い)

鹿児島市奨学生を次のとおり募集する。

1 趣 旨

この制度は、向学心にもえ、その能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、有用な人材を育成することを目的とする。

2 応募の資格

奨学金の貸与を受ける者は、鹿児島市内に居住する者の子弟で次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- (1) 鹿児島市内に居住していること（特別の理由がある場合を除く）。
- (2) 高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校（第1学年から第3学年）・特別支援学校の高等部・専修学校の高等課程のいずれかに在学していること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 人物が優れ、学習意欲がおう盛であること。
- (5) 他の奨学金を受けていないこと。

(※他の奨学金には、母子父子寡婦福祉資金の修学資金等も含みます)

3 家計基準

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が189,400円以下であること。

(貸与額算定基準額の算定方法は別紙を参照)

4 貸与額及び貸与期間

月 額 国公立 18,000円

 私 立 30,000円

開始月 令和8年9月分から（決定後、令和8年10月に9月分から遡及して貸与）

期 間 高等学校等の正規の修業期間とする。

5 採用予定人員 25人程度

6 提出書類 (1)～(5)必須

(1) 鹿児島市奨学金貸与申請書・・・・・・・・・・1通（各高等学校等に準備）

(2) 作文・・・・・・・・・・奨学生本人が所定の原稿用紙に18行以上、手書きで記入。

※黒のボールペンまたはHB以上の濃い鉛筆で横書きで記入すること。

- (3) 生計維持者の令和8年度（令和7年分）所得額課税額証明書（原本）・・・1通

※①～⑦の項目が記載されたものを提出してください。

ただし、②、③の記載がない場合は、それぞれ0円として審査を行います。

①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数及び内訳

⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等

※所得額課税額証明書について

「所得額課税額証明書」は、令和8年1月1日時点に居住している市区町村から発行されますが、書類の名称が異なる場合があります。

また、上記に記載した①～⑦の項目が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村もあるため、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

- (4) 市税に滞納がないことの証明・・・1通（連帯保証人分）

※所得額課税額証明書及び市税に滞納がないことの証明は、市役所資産税課、各支所の税務課（係）で発行されます。発行については各税務担当窓口におたずねください。

- (5) 住民票の写し（世帯全員分）・・・1通（本籍記載）

※市役所市民課、各支所の市民課（係）又は総務市民課、中央駅市民サービスステーション（中央駅西口1階）で発行。

※コンビニ交付の住民票でも可。

- (6) 同意書（課税資料等の閲覧用）・・・本人及び連帯保証人

7 その他

申請の際は、本市に居住する連帯保証人（保護者）が必要です。

なお、現在、高等学校等在学中で当奨学金の貸与を受けている生徒については、再度の申請書提出等の手続きは必要ありません。

8 提出期限

応募者は、在学する学校長へ上記5の書類を提出してください。

学校長は、鹿児島市奨学生推薦調書を作成し、応募者からの提出書類と一緒に令和8年9月15日（火）（必着）までに鹿児島市教育委員会総務課担当者あてご提出ください。

※なお、提出する前に別紙「学校におけるチェック項目」をご確認ください。

9 奨学生の決定

奨学資金貸付審査会の選考を経て、市長が決定する。

10 決定の時期及び通知

令和8年10月下旬までに採否を決定し、学校長を通じて応募者に通知する。

11 採用になった場合の手続

誓約書を提出すること。また、鹿児島市奨学金説明会に必ず出席すること。

12 返還方法

高等学校等卒業後6ヵ月据え置き、その翌月から貸与額に応じて定めた返還年額以上を、年賦、半年賦、月賦等により返還しなければならない。 <別表参照>

13 応募書類の提出先ならびに問い合わせ先

〒 892-0816 鹿児島市山下町6番1号（鹿児島市教育総合センター内）

鹿児島市教育委員会事務局管理部総務課総務係 担当：尾田

☎（099）227-1992

<参 考>

■県育英財団奨学金のほか、次のような制度もあります。

（高等学校）令和8年8月現在

制 度 名	名 称	対象者	貸与月額	問い合わせ先
母子父子寡婦福祉資金	修学資金	母子・父子・寡婦世帯	国公立 27,000円限度 （自宅通学の場合） 私 立 45,000円限度 （自宅通学の場合）	こども福祉課 （家庭こども相談室） 216-1264
生活福祉資金 ※他の制度が優先	教育支援資金	市民税非課税又は均等割課税程度の低所得世帯	35,000円限度 （国公立・私立に係らず）	市社会福祉協議会 223-0704

※ 各制度の詳細につきましては、各制度の問い合わせ先へご連絡下さい。

別 表

貸与を受けた奨学金の額	割賦金の年額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超え900,000円以下	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下	110,000円